

○農林水産省令第三十一号  
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）  
第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規  
定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正す  
る省令を次のように定める。

平成二十五年四月二十二日

農林水産大臣 林 芳正

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表四の四の項地域の欄中「含む」を「含み、  
久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオ  
八島を除く」に改める。

別表六の四の項地域の欄中「含む」を「含み、  
久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオ  
八島を除く」に改める。

別表七の三の項地域の欄中「含む」を「含み、  
久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオ  
八島を除く」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。